

ギャンブル依存症対策に向けた 法制度の中身

政府はカジノを含む統合型リゾート（IR）に関し、2020年代半ばの開業を目指している。そのなかにあつて最大の懸案となっているのがギャンブル依存症問題である。対策の基軸となるギャンブル等依存症対策基本法等に関する法制度についてまとめてみた。

※1「ギャンブル等依存症対策基本法について（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 依存症対策推進室）2頁」
URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000371108.pdf>
※2「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（61、62頁）」
URL: https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou_izonsho/pdf/h310419_kakugi.pdf

IR導入の動きとギャンブル等依存症対策基本法の概要

IRに関する法制度等の流れから見てみよう。

2010年4月・超党派の国際観光産業振興議員連盟（カジノ議連）発足。16年12月・IR推進法成立。17年8月・政府のIR推進会議の取りまとめ。18年7月・IR整備法成立、一部施行。同年10月・ギャンブル等依存症対策基本法施行。それに伴い、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定（19年4月）と施策の推進を政府に義務付け。19年4月・IR整備法施行令の一部施行。9月に基本方針（案）のパブリックコメントを、11月に区域整備計画の認定の申請の期間に関する政令案のパブリックコメントを実施。20年1月・IR内のカジノを管理・監督するカジノ管理委員会を内閣府の外局として設置。4月からギャン

ブル依存症の治療を公的医療保険の適用対象にする方針を厚生労働省は示している。

つぎに「ギャンブル等依存症対策基本法の概要」(※1)に移ろう。まず、その目的について「ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせているギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もつて①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与」する、としている。

定義と基本理念では、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ばちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為）にのみり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」を定義とし、「①ギャンブル等

依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援

②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮」を基本理念としている。

法制上の措置等については「政府にギャンブル等依存症対策を実施するための必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務」を課したうえで、基本的施策で「①教育の振興等②ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施③医療提供体制の整備④相談支援等⑤社会復帰の支援⑥民間団体の活動に対する支援⑦連携協力体制の整備⑧人材の確保等⑨調査研究の推進等⑩実態調査（3年ごと）」などを列挙している。依存症対策の全体像は図のとおりである。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画における消費者庁の取り組み

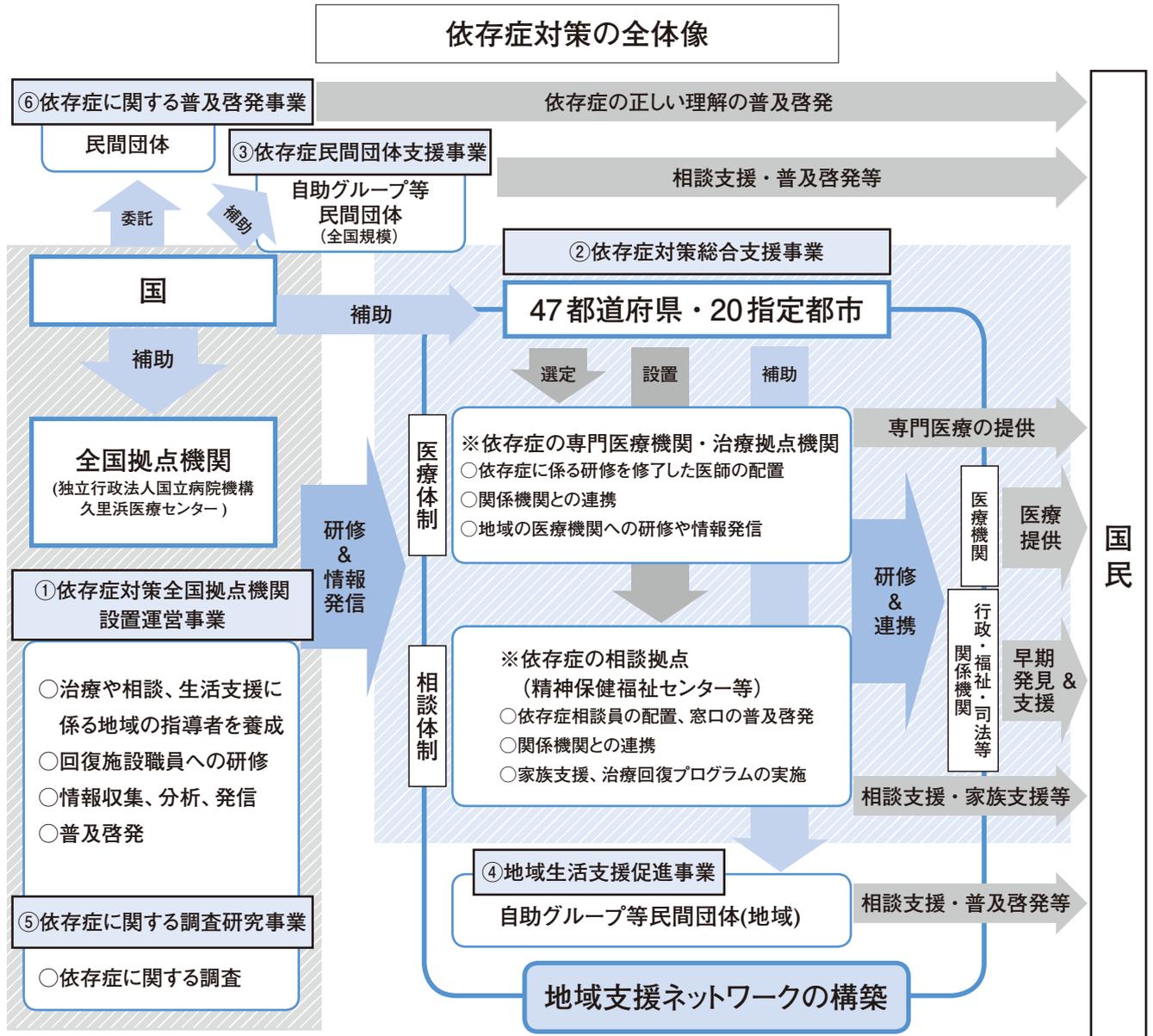
IR推進法の付帯決議で「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。（中略）カジノにとどまらず、他のギャンブル等に起因する依存症を含め、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること」が決議された。そのため、ギャンブル等依存症対策推進基本計画では厚生労働省をはじめ、関係省庁の取組が網羅されている。ここでは同基本計画の中から消費者庁の相談支援等に関する取り組みを紹介する(※2)。

「消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援【消費者庁】」として、「目標と具体的取組」では「消費者庁は、平成33（令和3）年度までに、消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、体制整備や研修等について地方公共団体の支援を開始。」「国民生活センターは、引き続き、消費生活相談員向けの研修等を活用して、消費生活相談体制を強化。」

つぎに「現状・課題・対策」のなかでこう記述している。

「(一)現状」において消費者庁は、消費生活センターの設置促進や消費生活相談員の増加等の体

依存症対策の全体像



出所:厚生労働省「ギャンブル等依存症対策基本法について」(4頁)

制整備、国民生活センターにおける研修などへの支援によって、消費

生活相談への的確な対応の確保を促している、との現状認識を示し

ている。また、「平成30年3月、関係省庁等と連携し金融庁と共同

して、消費生活相談員向けに、借金の問題を契機としてギャンブル等依存症である者等及びその家族からの相談があった場合の対応マニュアルを公表し、現場での相談対応の円滑化を支援している。」

「(2) 課題」では、「(前略)平成30年3月に公表した消費生活相談員向けの対応マニュアルについて、基本法の施行などの状況変化を踏まえた改訂を行い、国民生活センターにおける研修等を通じて、相談の実務に定着させていくこととしている。当該取組をはじめとして、基本計画の期間内において、消費生活相談への的確な対応を確保することが必要である。」そして「(3) 対策」として、「①円滑な消費生活相談への対応を確保するための地方公共団体の取組に対する支援」をするとし、「消費者庁は、平成33年度までに、地方消費者行政の体制整備、国民生活センターにおいて実施される研修(ギャンブル等依存症対策に関する内容を講義するもの)への地方公共団体職員への参加、消費者安全確保地域協議会の設置等について支援する。」こととしている。また、国民生活センターによる相談員向けの研修の実施や、相談員向けの対応マニュアルを適宜改訂することを盛り込んでい

(文・原田修身)